板橋第九小・板橋第一小 統合(合流)準備委員会 会則

平成 28 年 7 月 25 日

板橋第九小・板橋第一小統合(合流)準備委員会決定

1 設置目的

魅力ある学校づくり協議会(板橋第九小・中根橋小・板橋第一小)が平成28年3月18日に板橋区教育委員会宛てに提出した意見書を受け、板橋第九小と板橋第一小の円滑な統合(合流)に向けた準備を計画的に行うため、「板橋第九小・板橋第一小 統合(合流)準備委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

2 意見交換等

委員会は、通学区域変更に関する事項、その他委員会会長が必要と判断した事項について意見交換し、集約された意見を意見書としてまとめる。

3 組織

委員会の委員は、次に掲げる地域・学校に関連する団体等の代表者を中心に構成する。

- (1) 学校所在地の地域センターの地域関係者
- (2) 通学区域内の地域関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 保護者 (PTA)
- (5) 学校長
- (6) 板橋区教育委員会事務局次長
- (7) 前各項に掲げる者のほか委員会が必要と認める者

4 委員の任期

- (1) 委員の任期は、委員会設置の日から平成30年3月31日までとする。
- (2) 委員の任期を変更する場合は、委員会の議決をもって決定する。
- (3) 委員が地域・学校に関連する団体等に属さなくなったときは委員の任期を終了し、 新たな委員を推薦等により選出する。ただし、再任を妨げない。

5 会長・副会長

- (1) 委員会に会長を置く。
- (2) 会長は、委員の互選により定める。
- (3) 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 委員会に副会長を置くことができる。
- (5) 副会長は委員のうちから会長が指名する。

- (6) 副会長は、会長を補佐する。
- (7) 会長に事故があるときは、副会長は会長の職務を代理する。なお、副会長がいない場合は、互選により職務代理者を選出する。

6 会議

- (1) 委員会の会議(以下「会議」という。) は会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委員の代理として出席する者については出席委員として取扱う。
- (3) 委員会は、必要があると認めるときは、小委員会を設置することができる。
- (4) 委員会の運営に関し必要な事項については、出席委員の過半数をもって決し、可 否同数のときは、会長の決するところとする。

7 意見の聴取

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは 説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

8 会議の記録及び記録の公表

会議は公開する。ただし、委員会が決定したときは、非公開とすることができる。

9 傍聴

会議の傍聴に関しては、東京都板橋区教育委員会傍聴人規則(昭和 27 年 11 月 1 日 東京都板橋区教育委員会規則第 8 号)を準用する。

10 その他

- (1) 委員会の庶務は、板橋区教育委員会事務局新しい学校づくり課及び学校配置調整担当課長において処理する。
- (2) 委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【参考】

〇東京都板橋区教育委員会傍聴人規則

昭和 27 年 11 月 1 日東京都板橋区教育委員会規則第 8 号 改正

平成 10 年 2 月 16 日教育委員会規則第 2 号 平成 14 年 2 月 1 日教育委員会規則第 2 号 平成 27 年 3 月 23 日東京都板橋区教育委員会規則第 2 号

- 第1条 板橋区教育委員会の議事を傍聴しようとする者は、事務局から傍聴券の交付を 受けて、これに自己の住所氏名を記入し係員に提示してその指示する席に着くものと する。
- 2 傍聴券は退場の際係員に返さなければならない。
- 第2条 傍聴人多数でその席に入る事が出来ない場合は、ことわることがある。
- 第3条 下記各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
- (1) 凶器の類を携帯した者
- (2) 酩酊した者
- (3) 異様の服装をした者
- 第4条 傍聴人は如何なる事由があつても議場に入ることができない。
- 第5条 傍聴人は下記事項を守らなければならない。
- (1) 傘、杖(教育長の許可を得たものを除く。)の類を携帯してはならない。
- (2) 飲食又は喫煙してはならない。
- (3) 議場における発言に対し批評を加え、又は可否を表してはならない。
- (4) 騒ぎたて、議事を妨害してはならない。
- (5) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし教育長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 携帯電話、ポケットベル及びパソコン等の情報通信機器の電源を切らなければならない。
- 第6条 傍聴人がこの規則に違背したときは、教育長はこれに退場を命ずることができる。
- 第7条 教育長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは傍聴人は速かに退場しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日からこれを施行する。

- 付 則(平成10年2月16日教育委員会規則第2号) この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 付 則(平成14年2月1日教育委員会規則第2号) この規則は、公布の日から施行する。

- 付 則(平成27年3月23日東京都板橋区教育委員会規則第2号)
- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の東京都板橋区教育委員会傍聴人規則第5条から第7条までの規定は適用せず、改正前の東京都板橋区教育委員会傍聴人規則第5条から第7条までの規定は、なおその効力を有する。